

庄東用水だより

2021
第18号

令和3年5月1日発行



令和元年度基盤整備促進事業(農業用水路安全対策緊急整備事業)砺波幹線第1地区

CONTENTS

1. 庄東用水土地改良区理事長あいさつ 1 p
2. 第21回臨時総代会の開催 2 p
3. 第22回通常総代会の開催 3 p
4. 令和元年度一般会計、特別会計の決算について 4 p
5. 令和3年度一般会計予算、特別会計予算について 5 p
6. 令和2年度に実施した主な事業 6 p
7. 施設の江廻り見分及び江ざらえの実施 7 p
8. 令和3年度草刈りの実施について他 8 p
9. 事務局からのお知らせ 9 p



庄東用水土地改良区
(水土里ネット庄東用水)



ご 挨拶

庄東用水土地改良区理事長 朴木 豊 昭

新緑の季節になりました。組合員の皆様には、コロナ禍にも関わらず当区の運営と農業農村整備事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当土地改良区管内の芹谷野用水路、針山口六ヶ用水路及び中田口用水路は、築造から約60年も経過し老朽化が進み漏水等が発生していることに加えて、特に針山口六ヶ用水路は、平成26年7月のゲリラ豪雨により砺波市、高岡市、射水市の広域にわたり農作物はもとより住宅等の冠浸水被害が発生し、住民の不安が高まっています。

このため、令和2年2月に富山県、3市、関係6土地改良区による「庄川右岸地域の用排水対策に関する検討会」が発足し、関係路線の排水能力の調査や基本構想等の検討が行われており、当区関係では針山口用排水路及び中田口用水路について、県営農村地域防災減災事業及び県営水利施設等保全高度化事業を活用し早期の事業採択となるよう、関係機関に対し強力に要望することとしております。引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお、これからの事業推進するために「庄川右岸地域用排水対策促進協議会（仮称）」を設置し、早期の事業採択を目指してまいりますので格段のご配慮をお願いするものであります。

また、芹谷野用水路につきましては、令和3年度から県営水利施設整備事業（基幹水利施設高度化事業）芹谷野2期地区として着手し、令和6年度完成を目指すこととしております。

さらに三合新用水路においては、用水の排水門2ヶ所について、土地改良施設維持管理適正化事業により改良工事を予定いたしております。

次に、2ヶ所の小水力発電所の稼働については、年間安定した流量で発電できる様に日夜管理致しておりますが季節によっては枝葉等ゴミが多量に流下する状況にあり関係者の協力をお願いいたします。また、近年、県内の農業用排水路の転落死亡事故が多数発生している現状を踏まえて、「農業用水路転落強化期間」を設け、当区としても用水路に防護柵の設置とポスターにより転落防止に努めていきます。

最後に、組合員の皆様方のご意見や情報の共有を積極的に行い、更なる事業推進に反映できるように努めてまいりますので、一層のご協力をお願いしご挨拶といたします。

第21回臨時総代会の開催

県営水利施設整備事業《基幹水利施設保全型》
芹谷野2期地区新規施行について議決される。

令和2年11月13日(金)午後2時から砺波市東般若農村振興会館2階大ホールにおいて第21回臨時総代会を総代57名(書面議決者13名)と理事長はじめ役員25名が出席し開催されました。

最初に朴木理事長の挨拶のあと、第3選挙区選出総代の遠田克己氏を議長に選出した後、議事録記名人に第1選挙区選出総代の小谷秀三氏と第4選挙区選出総代の前山久義氏の2名を指名し議事に入った。議事では、令和元年度一般会計及び特別会計の決算、令和2年度一般会計・特別会計補正予算(第1、第2回)専決処分の承認、庄東用水土地改良区の定款の一部改正、県営水利施設整備事業《基幹水利施設保全型》芹谷野2期地区新規施行の議決等7議案について審議され、すべて原案どおり可決承認されました。



(朴木理事長挨拶)



(遠田議長挨拶)

臨時総代会附議事項

- 議案第1号 令和元年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録議決について
- 議案第2号 令和2年度一般会計及び特別会計収支補正予算(第1回)専決処分について
- 議案第3号 令和2年度一般会計及び特別会計収支補正予算(第2回)専決処分について
- 議案第4号 令和2年度長期借入金の変更の承認について
- 議案第5号 定款及び規程の一部改正の議決について
- 議案第6号 県営水利施設整備事業《基幹水利施設保全型》
芹谷野2期地区新規施行の議決について
- 議案第7号 県単独農業農村整備事業(一般型・芹谷野用水地区)、
(緊急修繕整備・生源寺地区)新規施行の議決について



第22回通常総代会の開催

令和3年3月12日（金）午後2時から砺波市東般若農村振興会館2階大ホールにおいて第22回通常総代会を、総代60名（書面議決者12名）と役員26名が出席し開催されました。

最初に朴木理事長の挨拶のあと、第4選挙区選出総代の石井清人氏を議長に選出した後、議事録記名人に第2選挙区選出総代の林 晃好氏と第5選挙区選出総代の山本信治氏の2名を指名し議事に入った。議事では、令和2年度一般会計及び特別会計の収支補正予算の議決、令和3年度一般会計・発電事業会計の予算（案）の議決、規約等の一部改正、令和3年度事業計画・一般会計及び特別会計収支予算等の審議、10議案すべて原案どおり可決承認されました。



（朴木理事長挨拶）



（石井議長挨拶）

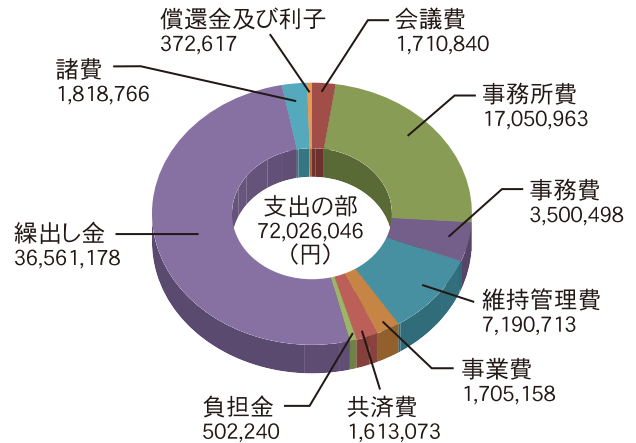
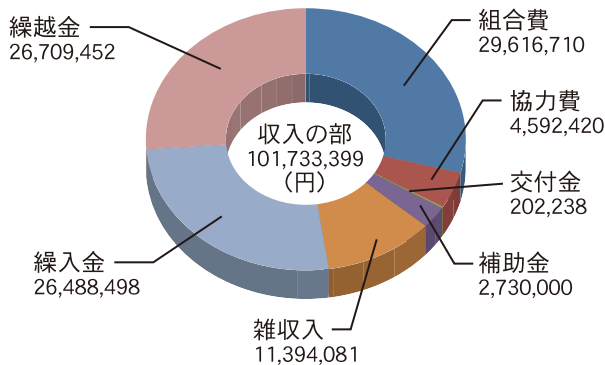
第22回通常総代会附議事項

- 議案第1号 令和2年度一般会計・特別会計及び発電事業会計収支補正予算（第3回）専決処分の承認について
- 議案第2号 令和3年度一般会計の単式簿記会計から複式簿記会計へ移行議決について
- 議案第3号 庄東用土地改良区規約及び規程に一部改正の議決について
- 議案第4号 令和3年度事業計画一般会計及び発電事業会計収支予算（案）の議決について
- 議案第5号 令和3年度組合費の賦課金徴収の議決について
- 議案第6号 令和3年度長期借入金の議決について
- 議案第7号 令和3年度農地転用決済金の議決について
- 議案第8号 令和3年度積立金及び余裕金の預入先の議決について
- 議案第9号 令和3年度一時借入金の議決について
- 議案第10号 令和3年度役員並びに総代報酬及び費用弁償の議決について



令和元年度一般会計及び特別会計収支決算 (単位:円)

次年度繰越額 29,707,353円



予算額	収入額	支出額	差引次年度繰越額
67,184,000	79,789,830	18,706,331	61,083,499

予算額	収入額	支出額	差引次年度繰越額
4,168,000	3,414,400	0	3,414,400

予算額	収入額	支出額	差引次年度繰越額
3,846,000	6,017,945	0	6,017,945

予算額	収入額	支出額	差引次年度繰越額
5,913,000	6,111,606	1,612,500	4,499,106

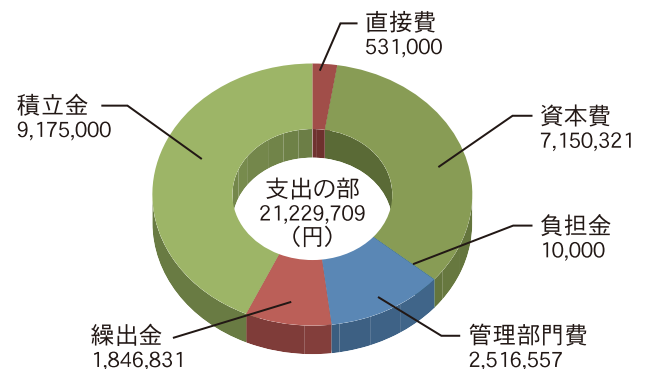
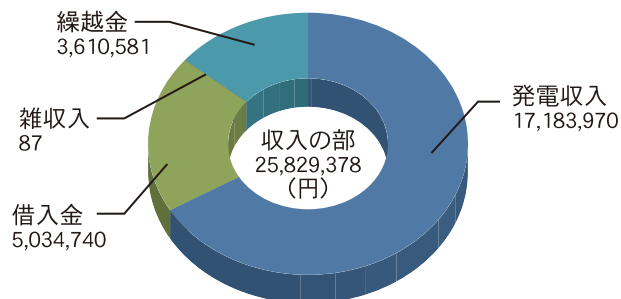
予算額	収入額	支出額	差引次年度繰越額
4,796,000	7,313,813	0	7,313,813

◆財産目録 (発電会計含む)

資産の部 (円)		負債の部 (円)	
流動資産 (現金・預金、特定資産など)	153,769,117	長期負債	227,158,814
固定資産 (土地、建物、備品など)	267,317,814	短期負債	112,542,475
合計	421,086,931	合計	339,701,289

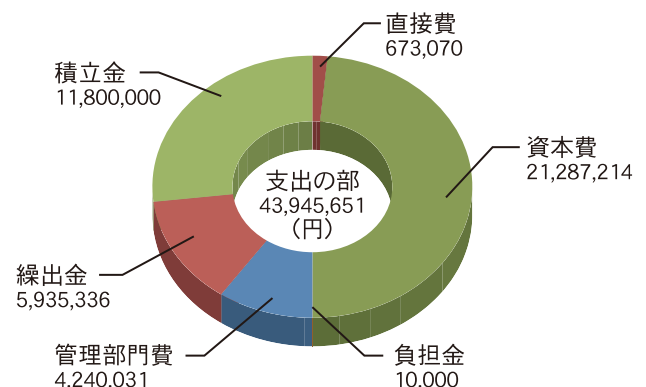
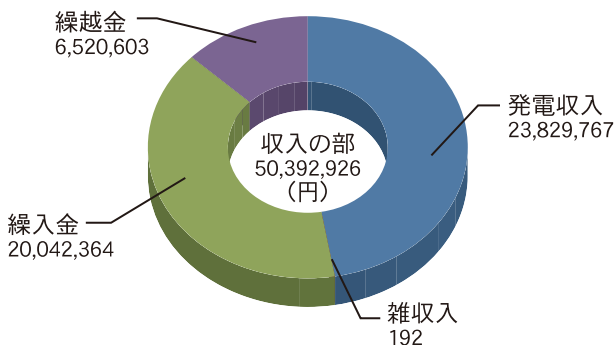
令和元年度三合新発電特別会計収支決算 (単位:円)

次年度繰越額 4,599,669円



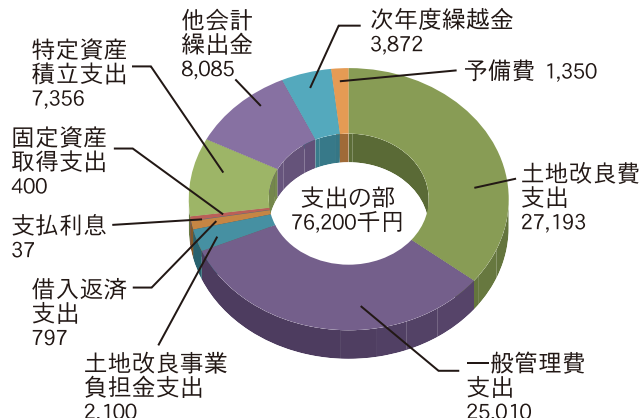
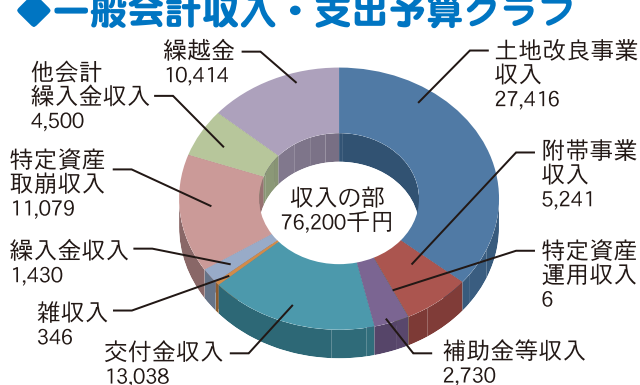
令和元年度芹谷野発電特別会計収支決算 (単位:円)

次年度繰越額 6,447,275円



令和3年度一般会計収支予算 (単位:千円)

◆一般会計収入・支出予算グラフ



◆令和3年度 特定資産積立金予算 (千円)

特定資産 地区別運用積立金			
令和3年期首	繰入金	支払	令和3年度期末
58,656	4,000	11,079	51,577

特定資産 役員退任慰労積立金			
令和3年期首	繰入金	支払	令和3年度期末
3,552	508	—	4,060

特定資産 運用積立金収支決算			
令和3年期首	繰入金	支払	令和3年度期末
8,818	1,800	—	10,618

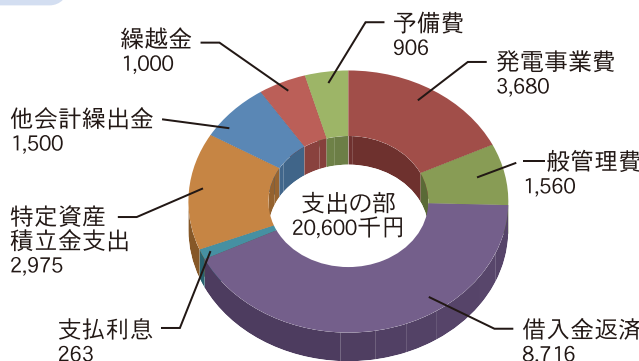
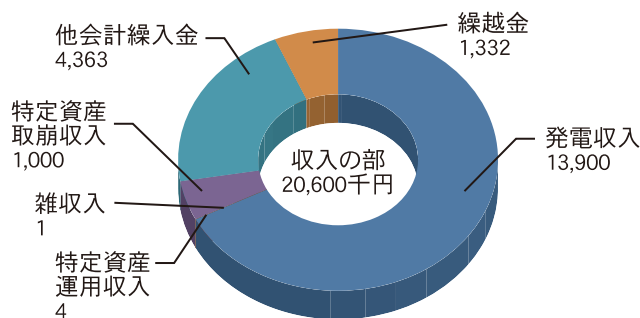
特定資産 功労者表彰積立金			
令和3年期首	繰入金	支払	令和3年度期末
407	38	—	445

特定資産 農地転用決済金収支決算			
令和3年期首	繰入金	支払	令和3年度期末
7,607	10	—	7,617

特定資産 職員退職給与積立金収支決算			
令和3年期首	繰入金	支払	令和3年度期末
4,986	1,000	—	5,986

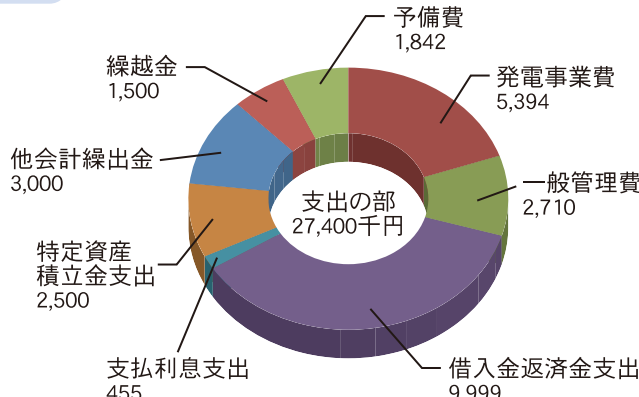
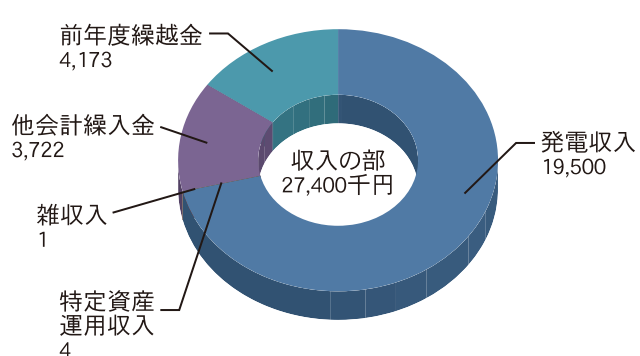
令和3年度三合新発電特別会計収支予算 (単位:千円)

◆発電事業会計 (三合新発電所収支予算グラフ)



令和3年度芹谷野発電特別会計収支予算 (単位:千円)

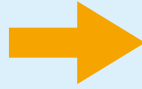
◆発電事業会計 (芹谷野発電所収支予算グラフ)



令和2年度に実施した主な事業

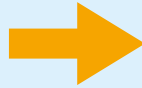
● 芹谷野用水路(県単事業)

事業名：土地改良施設緊急修繕整備事業(生源寺地区)
施行場所：射水市生源寺地内
事業量：自動除塵機補修 1式



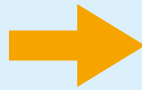
● 管理橋安全柵設置工事

事業名：県単(災害福祉対策事業)梅ノ木地区
施行場所：射水市梅ノ木地内
事業量：安全柵 1式



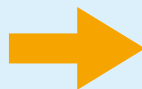
● 安全柵設置工事

事業名：農業用水路安全対策 緊急事業砺波幹線第1地区
施行場所：砺波市宮森地内
事業量：転落防止H=1100mm、L=171m



● 溝畔陥没補修工事

事業名：維持管理事業 芹谷野用水地区
施行場所：砺波市三合地内
事業量：陥没補修 L=20m



令和2年度 土地改良区施設の江廻り見分の実施

令和2年度における江廻り見分については、コロナ禍であるため、理事、監事による各水系別（針山口用水、三合新用水、芹谷野用水）に行った。また、本年度の水止め期間は（3月15日から30日）右岸幹線の工事があり、水止めは長期にわたった。なお、見分は3月24日～26日の3日間で開催した。

農業用水の通水を前に管内の用水路、水門、管理道路等の施設を一斉に見分し、取入口への障害となることのないよう検討を図っている。



令和2年度 管内幹線用水路の江浚えの実施

3月15日午前5時から30日正午まで、春の一斉「用水の水止め」が行われ、当区が管理している幹線用水路において、関係自治会等の皆さんの御協力を得て江浚えを実施した。



お知らせ

『令和3年度草刈りの実施について』

当区が管理している幹線用水路の草刈りを下記要領で実施致しますのでご協力をお願い致します。

○草刈り期間

6月上旬から8月上旬頃まで

なお、実施に当たり用水の減水が必要であれば予めの日程を事務局までお知らせ下さい。

○草刈り実施報告書の提出期限

令和3年8月6日（金）事務局まで



お願い

用水路にゴミを流さないで下さい!!



落差工に浮遊するゴミ



回収された不法ゴミ

最近用水路に大量の枯れ草、枯れ枝等が多量に流入、また、生活廃材の不法投棄も急増しており、ゴミの処理費用が高騰しております。

農業用水路への 転落事故に 気をつけて!!



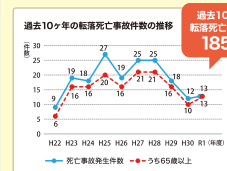
県内の転落死亡事故のうち、
約8割は、65歳以上の高齢者です。
身近な末端水路でも事故が多く発生しています。

事故にあわないための 5つの心がけ!

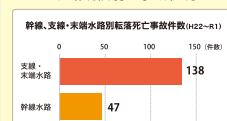
地域の
みなさまへ
5つのお願い

- じ 「自分は大丈夫」との意識を改め、余裕を持った行動を!
- こ 高齢者・子供たちとコミュニケーションをとって、家庭内でも声かけを!
- な 慣れた道でも、水路沿いは安全確認!
- く 草刈りや、水管理など一人での作業は極力避ける、周囲からの声かけで!
- す 水路は昼と夜で危険度が違う、暗いところは特に注意!

◆過去10年間の転落事故の状況◆



◆水路規模別の事故状況◆



発行元／富山県 農林水産部 農村整備課 TEL.076-431-4111 (代表)
新川・富山・高岡・砺波 農林振興センター
富山県土地改良事業団体連合会 TEL.076-424-3380

詳しい情報は、下記ホームページをご覧ください。
とやま農業用水安全対策サイト
<https://www.tym-midori.net/yousui-anzen/>





事務局からのお知らせ



令和3年度 賦課金納入について

- 賦課基準日 令和3年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積
- 賦課徴収額 各地区毎の賦課金の単価による。
- 徴収時期 第一期 令和3年5月10日 (賦課金額の50%)
第二期 令和3年10月10日 (賦課金額の50%)
- 徴収期限 第一期 令和3年5月31日
第二期 令和3年10月31日
- 賦課金総額が10千円未満の場合は、第一期に全額納入となります。

※口座引落のご案内

通帳の記入によって、領収書とかえさせていただきます。なお、領収書が必要な場合は当事務局まで連絡ください。

組合員の資格取得・喪失等の届出について

組合員の皆さんへ

次の事項に該当した場合は、土地改良区への届出が義務付けられています。

- ★農業者年金を受けるため経営移譲したとき。
- ★組合員の死亡により農地を相続したとき。
- ★住所や組合員名を変更するとき。
- ★農地の売買、贈与、交換などで名義変更があったとき。

農地転用の申請・届出について

◎農地を宅地などに転用するため、農業委員会に申請する場合は、事前に土地改良区の意見書が必要です。

- ・農地を宅地、作業所、駐車場、資材置き場などに転用するとき。
- ・公共事業用地（道路、河川など）に転用するとき。

上記、転用する場合、土地改良区の地区から除外するため「地区除外申請」が必要です。この場合、転用決済金で処理しますので、次年度以降の組合費の納入はなくなります。

他目的使用の申請について

▲定款第4条第3項の規定により、当区が管理する土地改良施設を、事業目的を妨げない範囲内で他の目的外に使用する場合、「他目的使用承認申請書」を提出してください。
※当区の他目的使用及び手数料徴収規程により使用料がかかります。



庄東用水土地改良区の地区別面積と組合員数(令和3年4月現在)

※設立年月日 平成15年2月3日(認可番号 富士改区498号)

地区名	受益面積(ha)	組合員数(人)
三合新用水	57.58	86
芹谷野用水	721.49	1,185
針山口用水	690.79	927
計	1,469.86	2,198

【発行】 令和3年5月

【発行所】 庄東用水土地改良区 〒939-1401 砺波市東保978番地3

責任者／理事長 朴木 豊昭

TEL／0763-37-0010 FAX／0763-37-0015

MAIL／shoyokai@p1.tst.ne.jp URL／<http://www.tym-midori.net/syoutou/>